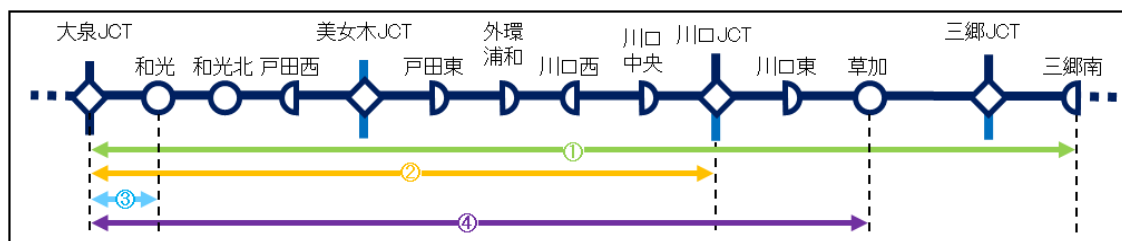


外環道の料金について(※)

- ETC 車については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、対距離制に移行します。ただし、激変緩和措置として当面の間は上限料金(750 円)及び下限料金(270 円)を設定します。
- 外環道と放射高速道路との1JCT 間(関越(大泉 JCT)～東北道(川口 JCT)等)の利用について、ETC 車を対象に、激変緩和措置として現行料金(510 円)に据え置きます。
- 非 ETC 車については、均一料金制を継続し、ETC 車の最大料金を適用します。ただし、和光・和光北→大泉 JCT 等の、端末方向への短距離利用については、当面、現行料金(510 円)に据え置きます。
- 外環道の料金は、他の道路とは別に計算します(利用 1 回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を別途課金)。



① 大泉JCT⇄三郷南 (33.5km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金を適用

現行	対距離		ETC	非ETC
510円	1,230円 (+720円)	→	750円	750円

② 大泉JCT⇄川口JCT (17.5km)

ETC車は現行料金に据置き、非ETC車は上限料金を適用

現行	対距離		ETC	非ETC
510円	720円 (+210円)	→	510円	750円

③ 大泉JCT⇄和光 (3.2km)

ETC車は下限料金を適用、非ETC車の大泉JCT→和光は上限料金を適用、和光→大泉JCTは現行料金に据置き

現行	対距離		ETC	非ETC
510円	260円 (▲250円)	→	270円	大泉JCT→和光 750円 和光→大泉JCT 510円

④ 大泉JCT⇄草加 (22.2km)

ETC車は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準
非ETC車は上限料金を適用

現行	対距離		ETC	非ETC
510円	870円 (+360円)	→	660円	750円

※圏央道の概成時(境古河～つくば中央の開通時)に合わせて導入予定となっているため、それまでの間は現行料金のままとなります。